

□ 発行/新潟県西蒲原郡西川町役場 □ 編集/総務課 □ 毎月10日・25日発行



熱唱！熱唱！  
また熱唱……

## 第三回 のど自慢大会 結果発表

去る八月二十四日、曾根神社境内で行われた第三回のだ自慢大会は、境内いっぱい観客の声援の中で多数の方の参加により、盛大に行われました。

その結果は次のとおりです。

▽歌謡曲の部

優勝 鏡 伸行

(長崎は今日も雨だった)

準優勝 筒井みゆき

(茶つみ)

三位 古俣喜美子

(おかあさん)

四位 灰野 修

(長崎の鐘)

五位 佐藤良雄

(名月赤城山)

六位 小林 勇

(おゆき)

▽民謡の部

優勝 中山友衛

(ソーラン節)

準優勝 山崎昌子

(佐渡おけき)

三位 長谷川恒徳

(あがらっしゃれ)

熟演賞 中村 弘

(江差追分)

(敬称略)

(1) 土地の保有に対して課税するもの

$$\frac{\text{毎年1月1日において所有する土地の取得価額の合計額} \times 1.4}{100} - \frac{\text{これらの土地の固定資産税の課税標準となるべき価格の合計額} \times 1.4}{100} = \text{税額}$$

$$\text{土地の取得価額} \times \text{税率} - \text{固定資産税額相当額}$$

(2) 土地の取得に対して課税するもの

$$\frac{\text{毎年1月1日または7月1日前1年以内取得した土地(すでに申告納付済みであったものを除く。)の取得価額の合計額} \times 3}{100} - \frac{\text{これらの土地に不動産取得税の課税標準となるべき価格の合計額} \times 3}{100} = \text{税額}$$

$$\text{土地の取得価額} \times \text{税率} - \text{不動産取得税額相当額}$$

# 特別土地保有税

## 税の知識

◎特別土地保有税は、土地対策の一環として土地の投機的取得を抑制することを目的として、昭和四十八年に創設された地方税で、昭和四十四年一月一日以後に取得した一定面積以上の土地の保有または、昭和四十八年七月一日以後の一定面積以上の土地の取得に対して適用され、その土地所在の市町村において土地の所有者または取得者に課する税金で、そのしくみは次のとおりです。

(1) 土地の保有に対して課税するもの

(2) 土地の取得に対して課税するもの

◎特別土地保有税の税額は、別記の算式によって計算します。

◎特別土地保有税の免税点

市町村の区域内において、同一の者につき、土地の保有に対して課税されるものにあつては、その所

有者が一月一日に所有する土地の面積が、土地の取得に対して課税されるものにあつては、その取得者が一月一日または七月一日前一年以内取得した土地の面積が基準面積(当町の場合は一〇、〇〇〇平方メートル)に満たない場合は、課税されません。

◎特別土地保有税の納税は、納税義務者がみずからその税額を計算して、市町村長に申告書を提出し、その申告した税額を納付する、申告納付の方法がとられており、その期限は次のとおりです。

(1) 土地の保有に対して課税するもの

一月一日において基準面積以上の土地を所有する者は、その年の五月三十一日。

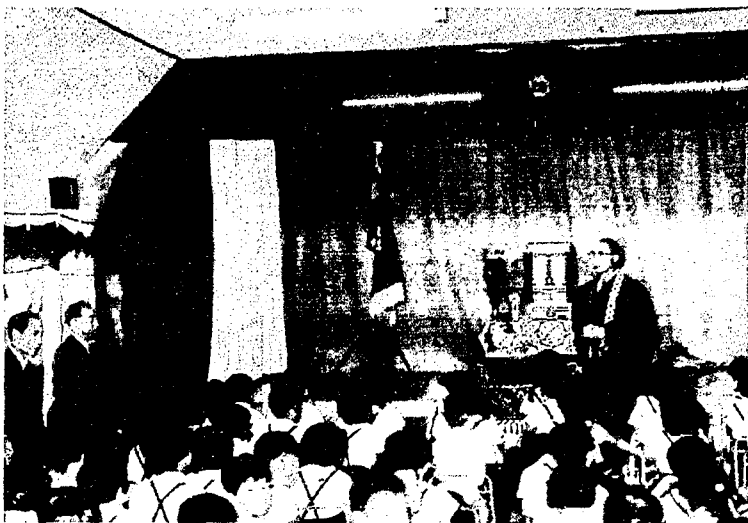
(2) 土地の取得に対して課税するもの

一月一日または七月一日前一年以内に取得した土地の合計面積が基準面積を越えた者は、それぞれその年の二月末日または八月三十一日。

◎特別土地保有税の非課税

農業経営規模の拡大・工場の方分散等、国の施策等に適合する用途に供されている土地については課税されません。

# 和光幼稚園で よるこびの 園旗樹立式



—挨拶に立つ長沼園長—

去る九月九日押付の和光幼稚園で、創立十周年記念式と新園旗の樹立式が行われました。

この和光幼稚園は昭和四十一年四月、本念寺の住職でもある長沼善彰園長が一人間形成の基礎を培うために役立てたいと、地域の父兄の要望実現のため、園児三十二名、一学級で発足したものです。

その後の教育の成果に父兄の理解と協力が集まり、現在は園児一〇〇人、教諭四人で運営されている。開園十周年を迎えた昨年、開園までの苦労と開園後のすばらしい成果を象徴する園旗を作つては、との話し合いが、長沼園長と役員、父兄の間で行われたのが園旗樹立のきっかけ。

この園旗、長沼園長が京都の一流業者に発注しておいたもので、赤い地の中央に、西本願寺の裏紋である「菊くずし」の中に「幼」の字を金糸でしゅうし、外側を金モールで縁どりした大変立派なもので、暗れの記念式典に集まつた来賓各位と、一〇〇名の園児の小さな目は園旗除幕後もしばしの間、園旗に見入っていました。



# 届け出も!

## 十平米以上の

### 新・増・改築

昭和五十二年度違反建築防止週間

十月十一日から十七日まで

この期間中、建設省および新潟県は、建築基準法に基づいた正しい工事が行われているか調査します。届け出をしないで工事をしていくときは、工事の停止、取りこわしなどを命じられることもあり得ます。

十平方(三坪)以上の新築

## これからの

### 公民館行事

十月二日(日)

▽町民サイクリング大会

○第一集合地

升瀧小学校前(午前九時)

○第二集合地

西川町公民館前(午前九時)

\*サイクリングコース

角田→シーサイドライン

→五ヶ浜

(中食には、おいしいみそ汁を)

十月九日(日)

▽町民ハイキング大会

○第一集合地

升瀧小学校前(午前九時)

○第二集合地

西川町公民館前(午前九時)

\*角田山登山

(当日マイクパスで、登山口まで送り迎えます。)

十月十六日(日)

▽近郷空手道大会

会場 竹園高校(小体育館)

午前九時より

# お済ですか! 所得税の 特別減税請求

事業所得者など、確定申告をして昭和五十一年分の所得税を納税した人には、六月下旬に税務署から特別減税の還付請求書が行っているかと思えます。まだお手持ちの方は、郵便局などのお所事項を記入し、至急税務署へ返送してください。

また、年中途中で退職したため年末調整を受けていない人は、税務署へ還付請求をしてください。

なお、還付請求書提出されてから、還付金を受け取るまでに一〜二カ月かかる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

(巻末務署)

# 受け取られましたか? 特別減税の 還付金

事業所得者など、確定申告をして昭和五十一年分の所得税を納税した人には、六月下旬に税務署から還付請求金額のお知らせを送りました。大部分の方は還付金を受け取れましたが、まだお手元に請求書をお持ちの方は、郵便局名などの所事項を記入し、至急税務署へ提出してください。この手続で現金化されます。

また、特別減税額は納税者本人が六、〇〇〇円、控除対象配偶者や扶養親族は一人につき三、〇〇〇円です。

しかし、納めた昭和五十一年分の所得税額が特別減税額より少ないときは、納めた所得税額が限度となっています。

事業所得者など、確定申告をして昭和五十一年分の所得税を納税



### なぜあがる 固定資産税

例、私は三、四年前土地、家屋を購入しましたが、これにかかる固定資産税が毎年あがっており、その後新たに土地、家屋を購入しておりません。どうして税金があがるんですか。

(例) 固定資産税は所有している土地、家屋及び事業用の償却資産に課税されますが、それらに異動がなく税金が増加する理由は、一般的には所有している土地の負担調整という措置のためであります。

このことを簡単に説明しますと、土地の税金は本来その土地の評価額に税率を乗じて求めることになっております。(本則課税)しかし近年のように地価が上昇している状態では、三年ごとに行われる評価替のたびに価格が大幅に上昇し、税の負担増をまねく結果になります。

る措置として、一筆に上昇する分を三年間に分けて引き上げていくという考え(負担調整措置)というのとらわれているためです。具体的には、前年度の課税標準額(税率を乗ずる基の値)を基礎として前年比最低一〇パーセント最高三〇パーセントの範囲内で段階的に課税標準額を引き上げ、評価額に近づく措置をとっております。

したがって、来年も若干の税の負担増をお願いすることになります。

(例) 私とBさんは隣り同士でほぼ同じ程度の土地をもち、私は理容院の敷地に、Bさんは住居の敷地として利用していますが、固定資産税がだいぶ違います。建物は同程度のものに、どうしてでしょうか。

(例) 宅地はそれぞれの土地の利用状況によって、課税上の三種類に大別して税額の計算をしております。

① 小規模住宅用地  
専ら人が居住するための建物の敷地で二百平方メートルまでの土地については評価額の四分の一の額が課税標準額となります。

一、歌会始のお題「母」  
注 歌には母(はは)の語意のある他の言葉、たとえば「たちね」「めおや」などと用いてもよいが、人間をはじめ生命のある動物の女親を題材とした歌に限る。したがって母国・母校などとして用いないでください。

## 昭和53年 歌会始 詠進歌 詠進要領

③ 非住宅用地  
倉庫、工場、店舗等の宅地については評価額が課税標準額となり、  
以上のように同じ評価額の土地であっても住宅の敷地と倉庫等の敷地では、税負担で相当の相違がある訳です。  
これは住宅政策上住宅用地の税負担を緩和する措置であります。

(一) 詠進歌は、自作の歌で一人一首とし、未発表のもの。  
(二) 用紙は半紙(習字用半紙)白紙がよい。とし、毛筆で自書してください。  
(三) 病氣又は身体障害のため毛筆で自書できない場合は、他人が代筆してもかまいませんが、代筆の場合はすべてその理由を書いた紙を添えてください。  
なお、盲人の方は点字で詠進してもかまいません。  
(四) 書式は、半紙を二つ折りにし、開いて右半面にお題と歌、左半面に住所、氏名(本名、ふりがなつき)生年月日及び職業(なるべく具体的に)を書いてください。(書式図参照)  
無職の場合は、元の職業を書いてください。  
三、注意事項  
次の場合には、詠進歌は失格となります。  
(一) 一人で二首以上詠進した場合。  
(二) 詠進歌が既に発表された歌と同一又は、著しく類似した歌である場合。

(書式図)

職業	住	母
氏	ふ	り
が	な	所
年	月	日
生	名	な

(約24センチメートル)  
(約33センチメートル)

## 保健委員 定例研修会

—升潟地区では初開催—

町では去る八月二十二日、保健委員制度発足以来初めての試みとして、保健委員定例研修会を升潟

小学校で開催しました。事前準備には升潟地区保健委員のボランティア活動もあり、当初懸念していました委員の出席も地域の熱意により地元を中心に四十二名と多く、先の県の食生活改善リーダー研修会の伝達など一日たつぷりと研修を行い、これからの地域保健の向上に役立つよう熱心に勉強しました。

○調理実習(全員)薄味の献立指導 島山ミツ子 前山タケ子  
○試食 会食しながら薄味について意見交換 指導 高橋玄恵  
○話し合い 「保健委員活動の方向と問題点」 部落活動の事例発表 中作・鱈  
○話し合い 部落(町内)活動を推進しよう  
○話し合いのまとめと発表

## 狂犬病

—予防集合注射—  
のお知らせ

秋の狂犬病予防集合注射を次のとおり実施します。あなたの愛犬も近くの会場で必ず注射を受けてください。

十分まで  
升潟保育園 午前十一時～十一時三十分まで  
豊郷農協 正午～三十分まで  
西川町役場 午後一時三十分～三時まで  
○料金  
(1) 五十二年度の登録の済んだ犬(集合注射料のみ)七九〇円  
(2) 登録の済んでいない犬(登録料手数料三〇〇円、集合注射料七九〇円)一、〇九〇円  
(3) 個別注射料(獣医師の訪問注射)一、五〇〇円以上  
○未登録犬の場合は印鑑を持参し

○犬が病氣や妊娠で当日注射を受けられない場合は、後日最寄りの獣医師から必ず注射を受けてください。  
○犬の登録は毎年一回(生後三ヶ月以内)、注射は春・秋(六ヶ月ごと)二回必ず受けることになっております。  
○最近犬の放し飼いの苦情が大変多くなっています。咬傷事故など起さないよう、シッカリつないで飼いまししょう。  
○不用犬は当日時間までに注射会場へつれてきてください。(一頭につき千円(収入証紙)と印鑑をお持ちください。)

提出年金のおもな届出(年金受給者)

届出事項	届出書類	届出期限
毎年の引き落としの場	国民年金受給権者現況届	毎年2月15日(老齢年金など) 毎年5月31日(障害年金など)
氏名をかえたとき	年金受給権者氏名変更届	14日以内
住所・支払機関をかえたとき	年金受給権者住所変更届	14日以内
年金証書をなくしたりしたとき	年金証書再交付申請書	そのつど
支払通知書をなくしたりしたとき	支払通知書亡失届	そのつど
2つ以上の年金を得たとき	国民年金受給選択申出書	すみやかに
180,000円未満の老齢年金を障害年金にうつしたとき	国民年金老齢年金額改定請求書	障害者となつたとき
年金をうけていた人が死亡したとき	国民年金受給権者死亡届	14日以内
未支給年金をうけるとき	国民年金未支給年金支給請求書	年金をうけている人が死亡してから5年以内

こんなときは  
……届出を  
(提出年金)  
西川町で国民年金の老齢年金や障害年金を受けている人は、現在八百二十四人おります。引き続き年金を受けていくためには、毎年一定期限までに「現況届」を、また、住所が変わったときや事故などがあったときは、そのつど「届出」をすることが必要です。  
この届出を怠りますと、年金の支払いがストップしたり、年金の支払い通知書が届かなかつたりしますのでご注意ください。  
おもな「届出」は別表のとおりですが、正しく、速やかな手続きをし、大切な自分の権利を守りましょう。  
これらの届書の提出先は、原則として国民年金係の窓口ですが、老齢年金と通算老齢年金の受給者については、社会保険庁業務課(〒107東京都杉並区高井戸西315-24)となります。  
また、添付書類が必要な場合もありますので、届出にあたっては、最寄りの年金委員さんか国民年金係に相談してみてください。



# 楽しかった 習 講 伝 達

例年ですと保健委員の伝達講習は稲刈りが終わってからのゆつくりとやるのですが、今回は急にお盆前に実施することになりました。

その理由として、中作は十一軒しかない小部落ですので公民館もなく、宿を貸していただく家に変遷をおかけします。暖房のいない暖かい時期にやろうということ、婦人学級でメン料理の講習があったのでそれも取り入れてやってみようということからでした。それで八月十一日の夜やることにしました。

料理も割に簡単ですし皆さんお互い忙しいものですから、保健委員が下ごしらえをしてすぐ作れるようにしておけば、田んぼや工場から帰ってすぐ集ってもらえばいいことにしました。

でも大丈夫ではないかということ、初めての試みで少し不安でしたが夕食を共にするという目的でやってみました。さいわい会場が料理屋(山伝さん)でしたので、調理場も広く何もかもよく整っておりとても便利で助かりました。

公民館で習ったメン料理と保健所で習ったイワシの料理をやったのですが、メン料理の材料はこれ、イワシ料理の材料はこれと広い調理台の上で区分して並べ、すぐ料理



— みんなでワイワイ・ガヤガヤと…… —

理できるようにしておきました。

夜のことでもあり、保健婦さんには別の機会にきてもらうことにして自分達だけでやってみることにし、ベテランの人から色々アドバイスをしてもらいみんなでパンフレットにとらめつこをして、若い頃に返った思いで楽しく調理することができました。

時間も少ないので、みんな自発的に調理に加わり、又おなかも空いていたのできあがった料理も

一層おいしく食べることができました。

メン料理は昔からサッパリしていてよいということのみ考えられがちでしたが、肉や野菜をたっぷり使い栄養も十分味も上々、特に肉みそひやむぎ・沖繩風いりぞうめんなど育ち盛りの子供によいと大変な人気でした。肉みそひやむぎの場合もう少しゆ気があったほうがよいのではないかと、みりんを少し多く入れ唐辛子を控えて作ってみました。

イワシの照り焼きなどあいわり豪華にみえ、ウナギのかば焼き



二才四カ月にもなるのに、まだよくおしゃべりができません。どのようにしたらよいでしょうか。大人の言うことには動作で反応を示しますが……

ことばの発達が遅れる原因は、難聴やからだの発育の遅れ、情緒の障害、環境的欠陥などがあります。

みたいねと喜ばれました。イワシが足りなくて小アジを少し買ったのですが、青シソで巻き油で揚げてみました。ちよっと手を加えればイワシも小アジもこんなにするばらしいごちそうになるのかと話しながら、楽しい夏の夜を過ごすことができました。

お互い忙しい毎日ですが何んとか時間を作り出し、少しでも家族の健康に注意できるよう指導していただき、勉強したいものと思っております。

中作保健委員  
小林キヨエ

す。しかし、知的発達が正常で話すことだけが遅れている場合は、早晩話すようになるから心配はいりません。

一般的に、ことばの発達が遅れている子どもの扱いは、なによりも遅れる原因を取除くことが大切です。三才過ぎてまだまだうまくしゃべれないようでしたら、児童相談所や保健所などで専門家の指導を受けてください。

家庭では子どもの生活経験を豊かにし、機会をみつけてできるだけ多く話しかけ、言語刺激を与えらるようすることです。欠点を指摘したり、からかったりすることは禁物です。

# 海上保安学校 — 大学校・学 校 — 学生募集

一、受付期間  
昭和五十二年十月四日から十月

十七日まで

二、受験資格  
昭和二十九年四月二日(海上保安大学学生は昭和三十三年四月二日)以降生まれの男子で、高等学校卒業者(昭和五十三年三月までに卒業見込みの者を含む)又は、大学入学資格検定に合格した者。

三、採用予定数  
海上保安大学学生 約五十名  
海上保安学校学生 約十五名

四、試験日

第一次試験  
○ 大学学生 昭和五十二年十一月二十六日(土) 二十七日(日)  
○ 学校学生 昭和五十二年十一月二十七日(日)

第二次試験  
新潟市ほか、全国二十六ヶ所  
新潟市ほか、全国十一ヶ所

六、受験手続  
申込用紙請求先  
人事院地方事務局又は最寄りの海上保安官署で交付(郵便で申込用紙を請求する場合は、封筒の表に赤字で「海上請求」と書き、六〇円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封のこと

七、身分及び給与  
入学と同時に国家公務員としての身分を受け在学中俸給約七、〇〇〇円程度が支給されます。

八、その他  
(1) 受験手数料は無料  
(2) 詳しいことは、六〇円切手をはった返信用封筒を同封のうえ左記に照会してください。

〒950  
新潟市万代2丁目 2番1号  
第九管区海上保安本部  
総務部人事課  
電話 新潟(44) 4151

# ご協力を! ゴミの収集処理

◎増え続けるごみ  
各家庭から出されるごみの量は年々増加するばかりで、昭和四十八年を二〇とした場合に、昭和五十一年までのわずかに四年間で一四七と大幅にごみ収集量が増えています。

このように増え続けるゴミを適切に収集処理をして、いつもきれいな住みよい環境を保つには、どうしても住民の皆さんからの理解と協力が必要なのです。

◎守っていただきたいこと  
一般ごみについて  
○ 収集日以外は出さない。  
○ ごみは、必ずポリバケツが濡れてもやぶけない丈夫な袋等に入れて出す。

水分の多いごみは、できるかぎり水気を切って出す。  
○ 長いごみは、五センチ位に切り、束ねて出す。(収集車の巻込口に入るように。)

○ 事業用(営業用)に出るごみは、各々の事業所で焼却場または埋立地へ搬入してください。(焼却場、巻町割前、電話巻2-3 9600番)

危険物について  
○ 危険物は、一般のごみと分別して、燃える物を混入しない。(燃える部分は取りはずして出す。)

○ ガラス類(空ビン・ガラス屑等)は、必ずビニール袋等に入れて、バラには出さない。(ダンボール箱など濡れてやぶけるものに入れて出さない。)

○ 大型の不燃物はそのまま出さず、必ずバラして収集車の巻込口へ入るように入ります。

資源の再利用について  
○ 金属類(鉄くず・空カン等)や紙製品(雑誌・新聞・ダンボール類)などは「ごみ」として出さず、できるだけ回収業者に売払い資源の再利用につとめてください。



10月は4日です

住みよい西川町にするため町長に「こんなことを聞いてみたい」「こんな意見を言ってみよう」とお考えのかたはお気軽にお電話ください。

▽ 毎週第一火曜日  
午後五時から五時二十分まで  
▽ 電話 三二一五番

